

	9月 まで						を17,500円に加算 した額
冬季	10月 から 3月 まで	9,100	12,000	<u>16,900</u>	<u>20,000</u>	<u>25,400</u>	5人を超える者1 人ごとに3,300円 を25,400円に加算 した額

(4) [略]

4～11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

(3) [略]

13 [略]

別表第2（第14条関係）

1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア [略]

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,700円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,800円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 16,200円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,300円以内

カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 15,900円以内

(2)・(3) [略]

2 [略]

	9月 まで						を17,400円に加算 した額
冬季	10月 から 3月 まで	9,100	12,000	<u>16,800</u>	<u>19,900</u>	<u>25,300</u>	5人を超える者1 人ごとに3,300円 を25,300円に加算 した額

(4) [略]

4～11 [略]

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) [略]

13 [略]

別表第2（第14条関係）

1 政令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア [略]

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,500円以内

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,700円以内

エ 救急救命士 1人1日当たり 15,300円以内

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,200円以内

カ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 15,700円以内

(2)・(3) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第1の1(2)イの規定は、平成24年4月6日から適用する。